会員規約

この会員規約(以下「本規約」という)は、統括事業者の一般社団法人フリーランスビジョナリー協会(以下「当団体」という)が提供する業界貢献サービス(以下「本サービス」という)』の規約を定めたものである。

本規約は、本サービスを利用する全ての方、及び本サービスの利用を希望する方(以下「利用者」という)に適用される。

利用者は、本サービスを利用前に本規約の内容を確認の上利用するものとし、本規約に同意されない場合は本サービスを利用することはできない。

[第 1 条] (目的)

当団体は、個人事業主(フリーランス)全体の成長と知名度向上そしてバリューを追究し推進していくことを目的とする。

[第2条](活動・事業の種類)

当団体は、前条の目的を達成する為に次の事業を実施する。

- 1個人事業主(フリーランス)の支援
- 2 各種メディアの企画及び運営
- 3 各種イベントの企画及び運営
- 4 異業種ビジネスマッチング及びコンサルティング
- 5 各種営業代行
- 6 結婚相談及び出会いの場の提供支援
- 7コワーキングスペースの運営
- 8前各号に附帯又は関連する一切の事業

[第 3 条](会員)

当団体の会員は、無料会員及び有料会員から成り、その会員属性は当団体の目的に賛同し 入会したフリーランス、会社員、法人とする。

[第 4 条](無料会員登録)

1 無料会員としての入会者は、公式サイトの会員登録ページのフォームから登録するものとする。

2 無料会員は、会費の支払いは発生しないが活動内容については有料会員と同様に本規約を遵守して活動するものとする。

[第 5 条](有料会員登録)

- 1 有料会員としての入会者は、毎月の会費を当団体の指定する方法で支払うものとする。
- 2 有料会員は、会費の支払がない場合は無料会員のランクに変更になる。
- 3一度支払った会費は返金は対応できない。

[第 6 条](退会)

1会員は、当団体へ退会手続きをすることでいつでも退会することができる。

- 2 有料会員は、次回の会費支払いの 10 日前までに退会手続きを完了することで次回からの 会費支払が終了となる。
- 3会員が、次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなし、退会処理を行う。
- (1)本人が死亡したとき。
- (2)再三の連絡をしたにもかかわらず連絡が取れないとき。
- (3)第11条の禁止事項を破ったとき。

「第7条](紹介情報の取り扱い)

1本サービスで紹介した各種案件情報は会員と案件提供者の両者で内容を確認して取り扱うものとする。

2万一トラブルが発生した場合は、会員と案件提供者の両者で問題を解決するものとし、 当団体はトラブルに関して一切関知しないものとする。

[第 8 条](個人情報)

当団体で得た個人情報は、当団体の運営のためだけに利用し外部提供を行わない。(ただし、法令に基づく警察等の公的機関からの要望に関してはこの限りではない)

[第 9 条](機密保持)

会員は書面による事前の承諾なくして、知りえた相手方固有の業務上、技術上、販売上の 機密情報を第三者に開示、漏洩してはならない。

「第 10 条](雑則)

- 1 当団体に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとする。
- 2 訴訟等の必要が生じた場合は、本店所在地を管轄する東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることに予め合意する。
- 3 当団体に定めのない事項または本規約の条項に疑義が生じた時は、誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

「第 11 条](禁止事項)

- 1 会員サービスの利用に際して、会員は、以下の各号に定める行為またはそのおそれのある行為を行ってはならない。
- (1)法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- (2)公の秩序または善良の風俗を害する行為
- (3)反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為
- (4) 当団体または第三者の権利、利益、名誉等を侵害する行為
- (5)第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を送信する行為
- (6)第三者の個人情報その他のプライバシーに関する情報を不正に収集、開示、または提供する行為
- (7)不正アクセス行為、第三者のアカウントを利用する行為、複数のアカウントを作成しまたは保有する行為、その他これらに類する行為
- (8)会員サービスの誤作動を誘引する行為

- (9)会員サービスが通常意図しないバグを利用する動作を生じさせ、または、通常意図しない効果を及ぼす外部ツールの利用、作成、または頒布を行う行為
- (10)会員サービスまたは当団体のサーバーに過度の負担をかける行為
- (11)コンピュータウイルス等の有害なプログラムを当団体または第三者に送信し、または流布する行為
- (12)当団体の活動で知り合った利用者、または関係者に対しての迷惑行為(MLM、暗号資産、FX 関連、宗教勧誘、その他の案件を含め、必要以上の勧誘行為で迷惑と判断される場合を含む)
- (13)本規約に違反し、または、会員サービスの趣旨目的に反する行為
- (14)その他、当団体が合理的に不適切と判断する行為
- 2 会員は、アカウントおよび本契約の地位等の一切の権利および義務を第三者に譲渡、貸与、売却、担保差入およびその他の処分をしてはならない。

[第 12 条](登録情報の変更)

1 会員は、登録した情報(以下「登録情報」という)に変更が生じた場合は、速やかに登録情報の変更をすることとし、登録情報の変更がなされなかったことにより会員に生じた損害について、当団体は責任を負わないものとする。

2 変更がなされた場合でも、変更前にすでに手続きがなされた取引は、変更前の情報に基づいて行われる。

Ver. 1.0 2024年10月15日新規作成

Ver. 2.0 2024年12月15日改定